

山梨県公報

第千二百七十号

平成十五年

三月三十一日

月 曜 日

目 次

告 示

山梨県土地利用基本計画の変更	一八九
児童福祉施設等入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示	一八九
結核予防法に基づく医療機関の指定	一八九
山梨県自然公園条例第十三条第四項第七号の規定に基づく知事の許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定	一九〇
保安林の指定の予定(二件)	一九〇
道路の区域変更(五件)	一九一
都市公園の廃止(二件)	一九二
使用料の収納事務の委託(五件)	一九二
訓 令	
山梨県公印規程の一部を改正する訓令	一九三
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	一九三
公 告	
特定計量器の定期検査の実施	一九四
農地保有合理化事業規程の変更の承認	一九五
換地を定めない土地の指定	一九五
企 業 局	
山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程	一九六
山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程	一九六
山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	二〇〇
山梨県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	二〇〇
山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程の一部を改正する規程	二〇〇
山梨県菅丘の公園管理規程の一部を改正する規程	二〇〇
山梨県菅まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程	二〇四

告 示

山梨県告示百八十号
 山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 変更に係る事項
 山梨県土地利用基本計画の計画書及び森林地域の変更
- 二 変更内容
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示百八十一号

児童福祉施設等入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

児童福祉施設等入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示
 児童福祉施設等入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。
 題名中「児童福祉施設等入所者」を「児童福祉施設入所者」に改める。
 第一条中、「第二十七条第一項第三号及び同条第二項並びに知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号」を「並びに第二十七条第一項第三号及び第二項」に、「児童福祉法」を、「同法」に改め、「及び知的障害者福祉法第二十七号」を削る。
 第二条第一項中「別表第五」を「別表第三」に改め、「知的障害者福祉司」を削る。
 別表第一備考2中「及び児童福祉司」を削る。
 別表第二備考2中「及び児童福祉司」を削る。
 別表第四及び別表第五を削る。
附 則
 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県告示百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
サンク調剤薬局	山梨市上神内川百五十番地一
エル薬局響が丘店	北巨摩郡双葉町龍地二千七百八十三番地三

山梨県告示第百八十三号

山梨県立自然公園条例（昭和三十二年山梨県条例第七十四号）第十三条第四項第七号の規定に基づき、屋外において集積し、又は貯蔵することを規制する物を次のとおり指定し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）及び再生部品（資源の有効な利用の促進に関する法律第一条第五項に規定する再生部品をいう。）

山梨県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
 - 東山梨郡勝沼町勝沼字道上三五九四の一三、牧丘町大字北原字篤久保四〇八八、四一〇五、四一〇七、四一〇八、四一一三、四一一五、四一一七、四一一八、四二二五、四二二六
- 二 指定の目的
 - 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、拓伐による。
字道上三五九四の一三・字篤久保四〇八八・四一一三・四二二五（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
 - 西八代郡下部町釜額字保山六三一の一、字小屋ノ入六八一、字熊穴一五五三、字小芝一五五四、南巨摩郡早川町大字保字鑛慶二二三五の一、千須和字池ノ窪二二二五、字亀窪二三四五
 - 二 指定の目的
 - 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延本栖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字身延字東谷三三〇一番の三地从先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷三三〇〇番の二地先まで	四・〇	七・〇	二四・〇	三三五・〇
			五八・五	三三五・〇

山梨県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字横根中字茶堂二四五四番の二地先から 南巨摩郡身延町大字光子沢字竹ノ上二七七一番地先まで	四・七	一一・二	七・二	一一六・〇
			四六・三	一一六・〇

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野小淵沢葦崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北巨摩郡小淵沢町字若久保前四八二六番の一地先から 北巨摩郡小淵沢町字若久保前四八二九番の一地先まで	一五・五	一六・三	一九・〇	二八・〇
			一九・〇	二八・〇

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字滝之前二八三六番地先から 北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字滝之前二八四一番の三地先まで	八・〇	九・六	八・五	四七・二
			一〇・〇	四七・二

山梨県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
南都留郡道志村字釜の前八五六七番の一地 先から 南都留郡道志村字釜の前八五二九番地先まで	一一・九 二四・五	七・四 二〇・五		一一三〇・〇 一一三〇・〇

山梨県告示第九十一号

次のとおり都市公園を廃止するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第十三条の二の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	位 置	廃止に係る区域	廃止年月日
山梨県利根川公園	南巨摩郡増穂町長沢	次の図面のとおり	平成十五年三月三十一日

（次の図面「は」、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九十二号

次のとおり都市公園を廃止するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第十三条の二の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月三十一日

名 称	位 置	廃止に係る区域	廃止年月日

山梨県八木崎公園	南都留郡河口湖町小立	次の図面のとおり	平成十五年三月三十一日
----------	------------	----------	-------------

（次の図面「は」、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方 甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会
- 二 委託に係る使用料 山梨県立飯田野球場の使用料
- 三 委託の期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方 韮崎市清哲町青木百七十五番地二 山梨県クレイ射撃協会
- 二 委託に係る使用料 山梨県立韮崎射撃場の使用料
- 三 委託の期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年三月三十一日

- 一 委託の相手方 山梨県知事 山本 栄彦
 - 二 委託に係る使用料 甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県県民スポーツ事業団
 - 三 委託の期間 山梨県立八代射撃場の使用料
- 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

- 一 委託の相手方 山梨県知事 山本 栄彦
 - 二 委託に係る使用料 甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県県民スポーツ事業団
 - 三 委託の期間 山梨県立八ヶ岳スケートセンターの使用料
- 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

- 一 委託の相手方 山梨県知事 山本 栄彦
 - 二 委託に係る使用料 甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会
 - 三 委託の期間 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの使用料
- 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

訓 令

山梨県訓令甲第一号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

出 先 機 関 庁

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「再資源化システム推進室長、監査指導室長」を「食品安全推進室長、新県立大学設置準備室長、監査指導室長、再資源化システム推進室長」に、「管理局長」を「副館長、管理局長」に改める。

第八条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第十七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 出先機関の副館長印 総合女性センター及び富士女性センターの副館長

第十条第一項中「女性政策室、監査指導室」を「食品安全推進室、新県立大学設置準備室、監査指導室、再資源化システム推進室」に、「技術管理室及びダム建設室」を「及び技術管理室」に改める。

別表出先機関の事務局長印の次に次のように加える。

	県夕長 印 梨ン館 山七副		
		二一 ミリメ ートル 平方	
		一般文書用	

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出 先 機 関 庁

平成十五年三月三十一日

平成十五年六月十七日	午前十時半から午後三時まで	小菅村役場	小菅村
平成十五年六月十八日	同	丹波山村役場	丹波山村
平成十五年六月二十三日	午前十時半から正午まで	上野原町役場甲東支所	上野原町
平成十五年六月二十四日	午後一時半から同三時まで	同島田支所	
平成十五年六月二十四日	午前十時半から正午まで	JAKクレイン桐原支店	同
平成十五年六月二十五日	午後一時半から同三時まで	上野原町役場西原支所	
平成十五年六月二十五日	午前十時半から正午まで	上野原町役場巖支所	同
平成十五年七月一日	午後一時半から同三時まで	同大目支所	
平成十五年七月一日	午前十時半から午後三時まで	上野原町商工会館	同
平成十五年七月二日	同	上野原町町民会館	
平成十五年七月三日から平成十六年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在場所(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には該	今期検査を実施する市町村の区域全般
		山梨県計量検定所(平成十五年七月二日までに検査を行わなかった場合に限る。)	

● 農地保有合理化事業規程の変更の承認
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、

農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。
 平成十五年三月三十一日

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称
 財団法人明野村農業振興公社
- 二 農地保有合理化事業の実施地域
 明野村における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域)
- 三 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 研修等事業

● 換地を定めない土地の指定
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営畑地帯総合整備事業(鳥原平地区)の換地計画を定める前において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。
 平成十五年三月三十一日

従前の土地の表示
 山梨県知事 山本 栄彦

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積(m ²)
白州町	鳥原	東原	四三二	畑	畑	八三八
同	同	上小用	四三七	畑	畑	三六四
同	同	同	四五〇	畑	畑	四五二
同	同	同	四五一	畑	畑	九〇八
同	同	同	四九四	原野	原野	四〇八
同	同	同	一七六六	畑	畑	二、一四〇
同	同	同	一七七〇	畑	畑	一、三九一
同	同	同	一七七七	畑	畑	八三五
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同

第1号様式

時間外勤務	時間外勤務	所属名	年月日	年	月	日
休日労働	休日労働					

時間外勤務 (休日労働) 命令表			復 命 欄				
確認欄	総括課長補佐	担当補佐	確認欄	所属長	総括課長補佐	総務担当課長補佐	担当補佐

次のとおり時間外 (休日労働) を命令する。

- 1 命令された業務については、予定時間内で完了しました。
- 2 命令された業務については、予定時間を超過しましたが完了しました。
- 3 命令された業務については、一部未完了の部分があります。
理由・処置等

所属長

印

職 氏 名	印	命令予定時間	用務の内容	実 施 時 間	時 間 外 勤 務 手 当						休日勤務手当	休憩時間
					125/100	150/100	135/100	160/100	25/100	100/100		
		自至 時時 分分		自至 時時 分分 (分)	分	分	分	分	分	分	分	分
		自至 時時 分分		自至 時時 分分								
		自至 時時 分分		自至 時時 分分								
特記事項												

(注) 所定以上の休憩時間をとった場合は特記事項に記入すること。

(注) 太線内は本人は記入しないこと。

第二号様式を次のように改める。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 篠原洋

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「企業主幹」を削る。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 篠原洋

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表八級の項中「企業主幹及び」を削り、同号九級の項中「及び企業

参事」を削る。

別表第三職の欄中「企業主幹」を削る。

別表第四中

北巨摩郡高根町念場ヶ原三五四五の五

丘の公園

四級地

を削る。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 篠原洋

山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程の一部を改正する規程

山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程（昭和五十五年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「事務局長に固定資産管理監の職にある者」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県管丘の公園管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 篠原洋

山梨県管丘の公園管理規程の一部を改正する規程

山梨県管丘の公園管理規程（昭和六十一年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

施設	利用区分		単位	金額		
ゴルフ場	入場料	四月十日及び四月十一日 四月十一日及び四月十二日 四月十三日及び四月十四日 四月十五日及び四月十六日	平日	キヤデイー付 セルフ	一〇、四七〇円 八、七九〇円	
			休日土曜日	キヤデイー付 セルフ	一五、五一〇円 一三、八三〇円	
			四月十七日及び四月十八日 四月十九日及び四月二十日 四月二十一日及び四月二十二日 四月二十三日及び四月二十四日	平日	キヤデイー付 セルフ	一三、四〇〇円 一一、七二〇円
				休日土曜日	キヤデイー付 セルフ	一八、六五〇円 一六、九七〇円
		四月二十五日及び四月二十六日 四月二十七日及び四月二十八日 四月二十九日及び四月三十日 五月一日及び五月二日		平日	キヤデイー付 セルフ	一五、〇七〇円 一三、三九〇円
				休日土曜日	キヤデイー付 セルフ	一九、六九〇円 一八、〇一〇円
			五月三日及び五月四日 五月五日及び五月六日 五月七日及び五月八日 五月九日及び五月十日	平日	キヤデイー付 セルフ	一二、三五〇円 一〇、六七〇円
				休日土曜日	キヤデイー付 セルフ	一七、六〇〇円 一五、九二〇円
		五月十一日及び五月十二日 五月十三日及び五月十四日		平日	セルフ	五、二二〇円
				休日土曜日	セルフ	九、四二〇円
		ゴルフ練習場	入場料	一人	二一〇円	
			ボール	一籠 (三十個)	三一五円	
		ルパタゴルフ場	ハク岳コース	一般	一ラウ	一、〇五〇円
				小学生以下	ソド	五二五円
			富士コース	一般	一ラウ	一、二六〇円
				小学生以下	ソド	六三〇円
			四月一日から四月三十日 五月一日から五月三十一日 及び三月十一日から三月十日	半日(午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後四時まで)	一面	三、一五〇円

温泉施設	入場料	四月二十六日から五月五日まで	三時間利用	一般	一人	一、七〇〇円	
			温泉のみ利用	二時間	一般	一人	七五〇円
				小学生以下	一人	四〇〇円	
			七月十一日から八月三日まで	三時間利用	一般	一人	一、七〇〇円
		温泉のみ利用		二時間	一般	一人	七五〇円
			小学生以下	一人	四〇〇円		
		四月一日から四月二十日、五月六日から七月十日、八月十一日から九月十日まで	一日利用	一般	一人	一、五〇〇円	
			小学生以下	一人	七五〇円		
		四月十一日から七月十八日、八月十九日から九月十一日、十月十二日から三月三十一日まで	温泉のみ利用	一般	一人	七五〇円	
				小学生以下	一人	四〇〇円	
		オートキャンプ場	七月十九日から八月三十一日まで	テントサイト	一区画	五、二五〇円	
				電源	一区画	一、〇五〇円	
ケビン	一棟			一〇、五〇〇円			
デイキャンプ	一区画			一、一〇〇円			
テントサイト	一区画			五、七七五円			
レジャーハウス	シャワー	七月一日から八月三十一日まで	一回	一人	二二〇円		
			二十日から三月三十一日まで	一時間	一面	一、二六〇円	
				五月一日から六月三十日、七月一日から九月十日まで	半日(午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時まで)	一面	五、二五〇円
			七月一日から八月三十一日まで	一時間	一面	一、五七五円	
		半日(午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後七時まで)		一面	七、三五〇円		
		オートキャンプ場	七月十九日から八月三十一日まで	一回	一人	二二〇円	
				二十日から三月三十一日まで	一時間	一面	一、二六〇円
				五月一日から六月三十日、七月一日から九月十日まで	半日(午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時まで)	一面	五、二五〇円
七月一日から八月三十一日まで	一時間			一面	一、五七五円		
オートキャンプ場	七月十九日から八月三十一日まで	一回	一人	二二〇円			
		二十日から三月三十一日まで	一時間	一面	一、二六〇円		
		五月一日から六月三十日、七月一日から九月十日まで	半日(午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時まで)	一面	五、二五〇円		
		七月一日から八月三十一日まで	一時間	一面	一、五七五円		

	電源	一 区画	一、〇五〇円
	ケビン	一 棟	一一、五五〇円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。
- 2 諸経費、利用税、昼食代、乗用カート使用料、消費税の合計をいう。ただし、十二月、一月、三月は、グリーンファイ、諸経費、利用税、乗用カート使用料、消費税の合計をいう。
- 3 次に掲げる者がゴルフ場を利用する場合において、当該を証する書類を提示した場合は、ゴルフ場の当該グリーンファイ二割引とする。
 - 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者のゴルフ場の利用
- 4 温泉施設を二時間又は三時間を単位として利用する場合において、二時間又は三時間を超過した場合における当該利用者の入場料の額は、当該入場料の額に次に掲げる額を加算した額とする。ただし、超過時間を含めた利用額の徴収限度額は、別定める。
 - 一 温泉施設利用
 - 一 一般利用 一時間につき五〇〇円
 - 二 小学生以下 一時間につき二五〇円
 - 二 温泉のみ利用
 - 一 一般利用 一時間につき三〇〇円
 - 二 小学生以下 一時間につき一五〇円
- 5 オートキャンプ場をデイキャンプ利用する場合における利用時間は、午前十時から午後四時までとする。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 篠原洋

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程

山梨県営まきばレストラン管理規程（平成六年山梨県企業局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「四月二十六日」を「四月二十五日」に、「五月七日」を「五月六日」に、「七月十九日」を「七月十八日」に、「九月二日」を「九月一日」に、「午前十一時」を「午前十時」に改め、同項第二号中、「四月二十七日」を「四月二十六日」に、「五月六日」を「五月五日」に、「七月二十日」を「七月十九日」に、「九月一日」を「八月三十一日」に改める。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。